

これが「企業の労働110番」です



「はい、こちら企業の労働110番です」
電話の主は、事務所に派遣社員を受け入れていく事務機器販売会社の営業課長さんからでした。
内容は、「現状の派遣業務が労働者派遣法上問題

題ないか」とのご相談。詳しく現状をお聞きしてみると、派遣の受け入れは5年前からで、業務内容はパソコンのソフトを使用した売掛金の請求データ入力作業を行っており、派遣契約上は派遣期

船岡社会保険労務士事務所 所長
名北労働基準協会専門相談員
社会保険労務士 船岡和彦

改正労働者派遣法への対応と留意点について

間の制限のない専門業務である「事務用機器操作の業務」として派遣契約を締結している、このことでした。
労働者派遣法は昨年（平成24年）大きな改正が行われました。主な改正は、

⑤労働者に対する待遇に関する事項などの説明の義務化
⑥派遣先の労働者との均衡に向けた配慮の義務化
⑦派遣労働者への派遣料金の明示の義務化
⑧派遣労働者への無期

- ①日雇派遣の原則禁止
- ②グループ企業派遣の8割規制
- ③離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受入禁止
- ④派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合などの情報公開化

雇用への転換推進措置の努力義務化
などが昨年の10月から施行され、さらに

⑨労働契約の申込みなし制度は平成27年10月1日から施行されます。

今回のご相談で私がお伝えしたのは⑨の『労働契約申込みなし制度』



『労働契約申込みなし制度』とは、派遣先が派遣元から
①禁止業務への派遣受け入れ
②無許可・無届の派遣元から派遣受け入れ
③派遣制限期間（原則1年最長3年）を超えての派遣受け入れ

④偽装請負といった違法派遣を受け入れている場合、その違法な状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対してその派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を申込みしたものとみなす制度です。

ご相談の会社では5年前から派遣を受け入れ、専門業務としてパソコンのソフトを使用した請求データの入力作業を行っている訳ですが、派遣法上の専門業務として認められる「事務用機器操作の業務」とは、単に数値やデータの入力ではなく、入力したデータを演算処理したりグラフに加工するなど、専門的知識・技術を活用し、迅速・的確な操作に習熟を要するものに限定されると定められています。

従って受け入れている派遣業務が、派遣期間の制限のない専門業務そのものであれば、違法派遣の話は出てきません。しかし、問題は派遣先・派

遣元双方が、専門業務と判断して行っている派遣業務が、実際は専門業務ではない場合、その業務は派遣期間の制限を受ける業務となるため、3年を超える派遣の受け入れは違法派遣となり、平成27年10月1日以降は、派遣先が派遣元の派遣労働者に対して、労働契約の申込みを行ったこととなり、派遣労働者が希望すれば、直接雇用しなければならぬのです。

営業課長さんには、現在の派遣社員の業務内容が、専門業務と認められない可能性をお伝えし、早急に業務内容の点検・見直しを進めていくことをお願いしました。

また、今後は違法派遣を受け入れないよう、派遣先も労働者派遣法を知り適切に対応していく必要性を併せてお伝えしました。

（労働実務基礎講習講師）

イラスト・森沢康代